

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成 30 年 6 月 11 日提出

清水町長 阿 部 一 男

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年4月28日

清水町長 阿 部 一 男

平成30年2月28日発生の公用車（スクールバス）の事故による損害賠償の額を、次のとおり確定する。

- | | |
|----------|---|
| 1 損害賠償の額 | 246,811円 |
| 2 賠償の相手方 | <div style="background-color: black; width: 360px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 160px; height: 20px;"></div> |
| 3 和解の内容 | 和解により当方の過失割合80%相当額を賠償するものとし、これ以外には、相手方は今後一切の請求、異議申し立て、訴えの提訴等を行わないものとする。 |